



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了……(同)……一
- 建築基準法による一団地の区域……一
- (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……一
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……一
- (建設局河川部指導調整課)……一
- 土砂災害警戒区域の指定……(同)……二
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了……一
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……三
- (産業労働局商工部地域産業振興課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一
件)……(同)……三

告示

● 東京都告示第千五百四十三号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田

区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、
同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 千代田区有楽町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十五日から同年十二月
三十一日まで

● 東京都告示第千五百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区
長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同
条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(用地測量)
- 三 測量の区域 板橋区常盤台一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年八月一日から同年十月十二日
まで

● 東京都告示第千五百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等とおり告示し、縦覧に供す
る。

平成三十年十一月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日
- 東村山市青葉町一丁目七番一、同番 平成三十年十一
七、同番三十三、同番六十八、同番 月一日
- 七十及び同番七十二から同番七十五
まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花
小金井一丁目六番二十号)

● 東京都告示第千五百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及
び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示
第三百七十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂
災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除
する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子
市役所において縦覧に供する。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	大谷町	201039-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	大谷町	201039-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千五百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小池百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	大谷町	201039-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十一月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

府中市南町三丁目五十四番四、小平市鈴木町一丁目四百七同番二十及び同番二十一
十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

調布市深大寺北町三丁目三八番二の一部、三十九番四及び同番六の一部

調布市深大寺北町三丁目三十九番地一グラウンドパレス一〇〇

東久留米市幸町三丁目千二百八番一及び同番五

武蔵野市境二丁目二番七号

東久留米市氷川台一丁目九十六番三の一部

神奈川県横浜市都筑区大丸九番十六号

多摩市大字貝取字二十号千七百三十七番四、千七百三十八番一、千七百三十九番一、同番三及び同番七

新宿区西新宿七丁目五番五号

有限会社セリオ

取締役 角井 英俊

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ノジマ東久留米滝山店
- 二 店舗所在地 東久留米市滝山五丁目二番一ほか
- 三 設置者名 株式会社ノジマ
- 四 設置者住所 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ノジマ
- 六 新設をする日 平成三十一年五月二十九日
- 七 店舗面積の合計 二千八十八平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 七十五台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 二十八台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南側 六十平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十二・五二立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成三十年九月二十八日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成三十年十一月十二日から平成三十一年三月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 光が丘I・M・A
- 二 店舗所在地 練馬区光が丘五丁目一番一号
- 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス
- 四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか六十八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか六十七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか十九名
- 八 変更前の小売業者の住所 埼玉県坂戸市につきさい花みず木七丁目三番(株式会社サンメリ)ほか
- 九 変更後の小売業者 渋谷区神南一丁目十番一号(株式

の住所 会社サンメリ)ほか
 十 変更前の小売業者の代表者名 上垣内 猛(合同会社西友)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 ミツチエル・ウエイン・スレープ(合同会社西友)ほか
 十二 変更日 平成三十年五月二十四日ほか
 十三 届出日 平成三十年九月十八日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 十五 縦覧期間 平成三十年十一月十二日から平成三十一年三月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成三十年十一月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十一月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 豊島五丁目団地1号棟
- 二 店舗所在地 北区豊島五丁目四番地
- 三 設置者名 独立行政法人都市再生機構
- 四 設置者住所 神奈川県横浜市中央区本町六丁目五十番地一
- 五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエー
- 六 変更前の閉店時刻 午後十時。ただし、年間九十日に限り午後十時三十分
- 七 変更後の閉店時刻 午前零時三十分ほか
- 八 変更日 平成三十年十一月一日
- 九 届出日 平成三十年十月三日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成三十年十一月十二日から平成三十一年三月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

